

第19回 不法行為：損害賠償請求権ほか（大村239～248頁）

2006/12/12

松岡 久和

【損害賠償請求権】

1 損害賠償請求権の主体

(1) 被害者本人

(a) 法人

- ・名誉毀損につき **判例** 最判昭39年1月28日民集18巻1号136頁（代々木診療所事件）
- ・権利能力なき社団についても同様

(b) 胎児（721条・886条参照）

- ・胎児本人の受けた権利侵害・損害（生きて産まれた場合） 721条
- ・親の死亡による損害 886条
- ・胎児の間の権利行使の可否：停止条件説（判例・通説）では不可
判例 140（阪神電鉄事件：祖父の無権代理的和解契約の効力）

(2) 被害者の死亡の場合 —— 相続構成と非相続構成

- ・判例は即死の非財産的損害についても相続構成を徹底（時間的間隔説）。

判例 141（重太郎即死事件－財産的損害）

142（意識不明後死亡事件－非財産的損害）

←大判大8年6月5日民録25輯962頁（残念事件；行使意思必要説）から転換

- ・学説は非相続構成（固有被害＝扶養利益侵害・固有慰謝料説）が通説化。近時は判例を支持する相続構成説も増大

論点 ①賠償額の多寡、②主張立証の難易度、③逆相続・笑う相続人・笑う加害者

- ・相続放棄の場合の固有の賠償請求権の消長

判例 最判平成12年9月7日判時1728号29頁（48億債務者殺害事件）

(3) 治療費等の請求主体

- ・本人でも扶養義務者・実質出捐者でも請求可能。二重賠償ではない。

(4) 間接被害者

(a) 生命侵害の場合の近親者の慰藉料請求権（711条）

判例 最判昭和49年12月17日民集28巻10号2040頁（同居の義妹）－711条類推

最判昭和33年8月5日民集12巻12号1901頁（女兒顔面崩壊事件）－710条類推

(b) 肩代わり被害者（例：子供の被害についての親などの治療費出捐）→前記(3)

(c) 企業損害：原則として賠償対象外←過度に広範・保険によるリスク拡散

判例 115（真明堂薬局事件－相当因果関係による例外的処理）

2 損害賠償請求権の性質

(1) 譲渡性と相続性

(2) 遅延利息（412条の特則処理、404条）

(3) 相殺禁止（509条）とその射程

- ・趣旨：①現実弁済の確保と②不法行為の誘発防止が禁止
- ・同一過失事故による双方の損害についても相殺禁止か
判例 最判昭和49年6月28日民集28巻5号666頁（出合い頭の衝突事件－適用肯定）
- ・学説は対立するが、責任保険との関係が理解の鍵。

(4) 賠償者代位（422条）・保険代位（商661条、自賠46条）

3 期間制限（724条）

(1) 構造と意義

- ・短期3年：消滅時効、長期20年：除斥期間
- ・消滅時効と除斥期間の違い

判例 144（不発焼夷弾事件）
 145（予防接種禍22年後提訴事件）

(2) 起算点

- ・損害発生時原則とその修正・緩和

判例 143（拷問ロシア人19年後提訴事件）
 最判昭和42年7月18日民集21巻6号1559頁（硫酸やけど後遺症事件）
 最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁（塵肺訴訟）

- ・ 継続的損害－時々刻々進行
- ・ 累積的損害－損害固定時 **類** 後遺症
- ・ 潜伏損害－損害発生時（PL5条2項）
- ・ 損害賠償請求権の認識時－加害行為が不法行為であることが判明することが必要だが、法の不知は考慮されない。

4 示談（≒和解契約）・判決の既判力と後遺症

（第6回講義レジュメを若干加筆修正して再掲載）

(1) 和解契約の意義と要件

- ・互譲による紛争の終結（695条）。双務有償契約。
- ・和解の種類

民法上の和解
 裁判所の関与する和解
 裁判上の和解
 調停（民調、家審18条：調停前置主義）

訴え提起前の和解（民訴275条）
 訴訟上の和解（民訴89条）

裁判上の和解や調停で調書が作られると、**債務名義**としての効力がある

(2) 和解契約の効果

Case 06-02 XがYに対して起こした売買代金請求訴訟において、Xが仮差押したYの「金菊印特選苺ジャム」150箱をYが代物弁済として提供する代わりに、XはYの債務を免除し訴えを取り下げる旨の裁判上の和解が成立した。ところが問題のジャムは安物の林檎や杏がほとんどの粗悪品であることが判明したので、Xは訴訟を続行し

た。Yは、和解契約によりXの訴は不適法となった、少なくとも債権は消滅したので請求は棄却されるべきである、と主張する。

- ・ 和解契約の**確定効**（696条）と錯誤主張 **判例** 86（債権譲渡空振り事件）
38（金菊印苺ジャム事件）

Case 06-03 XはYの運転する自動車に接触して転倒し頭に負傷した。翌日入院中のXの元にYが見舞金10万円をもって現れ、Yが入院加療費・休業補償・慰藉料等として30万円を支払う代わりに、Xは「以後本件事故については一切の請求を放棄する」旨の示談書を取り交わした。Xは1・2日程度で退院できる軽症だと考えて合意したところ、1か月後事故が原因の重い後遺症が出て、さらに3か月の治療を余儀なくされた。XはYに対して後遺症分の損害賠償を求めることができるか。

- ・ 和解の確定効と予想しなかった後遺症
 - ・ 例文解釈説、解除条件説、錯誤無効説、別損害説（契約射程論）等々の長短
- 判例** 87（示談後再手術事件）
前記最判昭和42年7月18日（既判力の遮断効と後遺症：一部請求構成）
最判昭和37年5月24日民集16巻5号1157頁（予想外の軽症事件）

【損害賠償以外の効果】

1 名誉毀損の場合の「適当な処分」（723条）

- ・ 謝罪広告、謝罪文の掲示・関係者への送付、訂正文掲載、勝訴判決の新聞掲載
- 判例** 147（謝罪広告合憲判決）
- ・ 反論権
- 判例** 最判昭和62年4月24日民集41巻3号490頁（サンケイ新聞意見広告事件－否定）

2 差止請求

- ・ 実定法上の根拠（不正競争3条、特許100条など）がない場合が問題
 - ・ 法的根拠：物権説・人格権説・不法行為説など種々
- 判例** 148（北方ジャーナル事件）
- ・ 受忍限度論＝違法性段階論（多数説）とその問題性
- 判例** 149（国道43号線公害事件－社会的有用性の重視）
- ・ 差止の請求内容と訴えの適法性
- 判例** 最判平成5年2月25日判時1456号53頁（横田基地騒音公害訴訟）－抽象的不作為命令を求める訴えも適法で却下すべきでない（結論は棄却）。
名古屋高判昭60年4月12日下民34巻1～4号461頁（名古屋新幹線訴訟）：同旨